

## 《寄附のお願い》

公益社団法人日本鉄筋継手協会は、圧接継手、溶接継手、機械式継手等の鉄筋継手の品質確保のために、鉄筋継手の技術に関する調査研究を行い、その進歩及び普及を図り、わが国建設技術の向上と合理化に寄与し、もって社会に貢献することを目的としています。その目的を達成するために、公益目的事業として鉄筋継手に関する次の事業を行っています。

- ・調査研究
- ・規基準・仕様書の策定
- ・普及展開・技術者育成
- ・資格者の認証

これらの事業は、主に会費及び各事業収入によって賄われておりますが、今後さらに公益目的事業の活動を充実させるために、多くの方々からの寄附を必要としています。

つきましては、ご寄附について何卒ご協力いただきますようお願い申し上げます。

### ＜寄附の申込み方法＞

- ①寄附申込書（PDF・Word）に必要事項を記入の上、本協会事務局に FAX もしくはご郵送下さい。折り返し、事務局より振込先口座をご連絡いたします。
- ②寄附金の入金確認後、「寄附金受領証明書」を郵送いたします。  
〒102-0093 東京都千代田区平河町 1-3-14 安井平河町ビル 2F  
公益社団法人日本鉄筋継手協会 事務局  
TEL03-3230-0981 FAX03-3230-0982

### ＜税制上の優遇措置について＞

本協会は、内閣府より「公益社団法人」の認定を受けている「特定公益増進法人」です。本協会に寄附をいただいた個人又は法人の方々には、税制上の優遇措置が受けられます。

なお、申告の方法については、税務署にお問合せ下さい。

#### ◆個人による寄附の場合

従来の「所得控除」か、新たに設けられた「税額控除」のいずれかを選択することができます。

##### （1）所得税

###### 1. 所得控除

寄附金の額の合計額（所得金額の40%が上限）から2,000円を控除した金額が寄附金控除として所得から控除されます。

###### 2. 税額控除

寄附金の額の合計額（原則として所得金額の40%が上限）から2,000円を控除

した金額の40%相当額（その年の所得税額の25%が上限）が公益社団法人等寄附金特別控除としてその年分の所得税額から控除されます。

(2) 住民税

住民税における寄附金控除は、都道府県・市区町村の条例で指定されている場合のみ適用されます

◆法人による寄附の場合

一般寄附金の損金算入限度額（資本金等の額×0.25%＋所得額×2.5%）×1/2 とは別枠で、（資本金等の額×0.25%＋所得額×5.0%）×1/2 を限度として損金算入できます。

以上